

新潟県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

新潟県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[新潟県産業廃棄物税条例\(平成15年新潟県条例第85号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税標準の端数計算)

第2条 [条例第5条第1項](#)の重量を計算する場合において、その重量に1トン未満の端数があるとき又はその全重量が1トンに満たないときは、その端数重量又はその全重量のそれぞれ小数点以下3位未満の端数を切り捨てる。

(重量の換算)

第3条 [条例第5条第2項](#)の規則で定めるところにより換算して得た重量は、[別表](#)の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)の区分に応じ、[同表](#)の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じて得た重量とする。2 [前条](#)の規定は、[前項](#)の規定により容量を重量に換算する場合について準用する。

(証票の亡失又はき損の届出)

第4条 特別徴収義務者は、[条例第10条第2項](#)及び[第4項](#)の規定により交付された特別徴収義務者証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を証する書面を添えて、[新潟県地域振興局設置条例\(平成13年新潟県条例第60号\)](#)において定める地域振興局長(以下「局長」という。)に届け出なければならない。

(平17規則68・平18規則24・一部改正)

(徴収猶予における担保提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第5条 [条例第11条第1項](#)の規則で定める要件は、[同条第2項](#)の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が、当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。2 [条例第11条第1項](#)の規定により徴する担保の提供手続は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の10の規定の例によるものとする。この場合において、局長は、担保を提供しようとする者から担保提供書を提出させるものとする。

(平17規則68・平18規則24・一部改正)

(最終処分場の廃止等の届出)

第6条 [条例第18条](#)に規定する特別徴収義務者等は、最終処分場を廃止し、休止し、譲渡し、又は貸し付けたときは、速やかに、その旨を局長に届け出なければならない。

(平17規則68・平18規則24・一部改正)

(帳簿等への記載事項)

第7条 [条例第21条第3号](#)のその他知事が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 産業廃棄物の搬入年月日ごとの種類及び当該種類ごとの重量
- 特別徴収義務者にあっては、搬入された産業廃棄物に係る排出事業者の住所及び氏名又は名称

第8条 削除

(令3規則27)

第9条 削除

(令3規則27)

(申告書等の様式)

第10条 [条例](#)及びこの規則の規定により局長に提出し、又は掲示する書類等は、[次の表](#)のとおりとする。

書類の名称	根拠条文	様式
産業廃棄物税納入申告書	条例第9条第1項	別記第1号様式
産業廃棄物税特別徴収義務者(申告納税義務者)登録申請書	条例第10条第1項(条例第15条第1項)	別記第2号様式
産業廃棄物税特別徴収義務者証	条例第10条第2項 及び 第4項	別記第3号様式
産業廃棄物税特別徴収義務者(申告納税義務者)登録変更申請書	条例第10条第3項(条例第15条第3項)	別記第4号様式
産業廃棄物税特別徴収義務者証返納書	条例第10条第7項	別記第5号様式
産業廃棄物税徴収猶予申請書	条例第11条第2項	別記第6号様式
産業廃棄物税徴収不能額等還付(納入義務免除)申請書	条例第12条第2項	別記第7号様式
産業廃棄物税の埋立処分の委託に係る納入金還付申請書	条例第13条第1項	別記第8号様式
産業廃棄物税納付申告書	条例第14条第1項	別記第9号様式
産業廃棄物税修正申告書	条例第16条第2項	別記第10号様式
産業廃棄物税納税管理人(変更・異動)申告書	条例第19条第1項	別記第12号様式
産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書	条例第19条第2項	別記第13号様式
産業廃棄物税納税管理人不設定異動届出書	条例第19条第2項	別記第14号様式
産業廃棄物税特別徴収義務者証亡失(き損)届書	第4条	別記第16号様式
担保提供書	第5条第2項	新潟県国税規則(昭和34年新潟県規則第63号)別記第26号様式
最終処分場の廃止等届出書	第6条	別記第17号様式

(平17規則68・平18規則24・平18規則45・平18規則64・令3規則27・一部改正)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第68号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第45号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第70号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第68号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(産業廃棄物税に関する経過措置)

2 第6条の規定による改正後の新潟県産業廃棄物税条例施行規則別記第1号様式は、この規則の施行の日以後に徴収すべき産業廃棄物税に係る新潟県産業廃棄物税条例(平成15年新潟県条例第85号)第9条第1項の規定による申告について適用し、同日前に徴収すべき産業廃棄物税に係る同項の規定による申告については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年規則第27号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表(第3条関係)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
2 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
3 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
4 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
6 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
7 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
8 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
10 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
11 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
12 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鉱さい	1.93
14 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
16 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00

備考 換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

別記第1号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

別記第1号様式(第10条関係)

(受付印)		産業廃棄物税納入申告書			
年 月 日	※ 発 信 年 月 日	通 信 日 付 印	精 査 検 算	電 算 入 力	
地域振興局長 様					
この申告の対象となる期間		年 月 日から 年 月 日まで			
特別徴収義務者	登 録 番 号	第 号			
	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名				
	個 人 番 号 又 は 法 人 番 号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話)			
課税標準となる搬入された産業廃棄物の重量 ①	税 率 ②	税 額		①×②	
トン	1,000円/トン	円		円	
納入(予定)年月日	年 月 日				
備 考					

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

別紙

課税標準に関する明細書

最終処分場	所在地				
	名称				
区分	特別徴収義務者証番号	第 号			
	重量による搬入物の種類	重量 (ア) (トン)	容量による搬入物の種類	容量 (イ) (m ³)	換算係数 (b) (トン)
申告	重量による搬入物の種類	重量 (ア) (トン)	容量による搬入物の種類	容量 (イ) (m ³)	換算係数 (b) (トン)
	重量 (ア) (トン)	容量 (イ) (m ³)	換算係数 (b) (トン)	換算して得た重量 (a) × (b) = (イ) (トン)	合計重量 (ア) + (イ) (トン)
備考	(ア)の計			(イ)の計	(ア)の計 + (イ)の計

- 注 1 この明細書は、最終処分場ごとに作成し、納入申告書に添付すること。
 2 「産業廃棄物の種類」欄は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類の番号を記入してもよいこと。
 3 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
 4 「容量」欄は、1立方メートル未満の端数があるときは、これを処理しないこと。

第2号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第2号様式(第10条関係)

(受付印)	※ 特別徴収義務者登録番号	第 号
	申告納税義務者登録番号	第 号
地域振興局長 様	特別徴収義務者証交付年月日	年 月 日
	住 所	
	氏 名	
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
	電話番号	
	個人番号又は法人番号	
	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
	特別徴収義務者	登録申請書
	産業廃棄物税	申告納税義務者
	第10条第1項	特別徴収義務者
	新潟県産業廃棄物税条例	申告納税義務者
	第15条第1項	
としての登録を申請します。		
最終処分場の名称、所在地及び電話番号	受託による産業廃棄物の理立処分	自ら排出する産業廃棄物の理立処分
名 称	する・しない	する・しない
所 在 地		
電 話 番 号 ()		
名 称	する・しない	する・しない
所 在 地		
電 話 番 号 ()		
名 称	する・しない	する・しない
所 在 地		
電 話 番 号 ()		
名 称	する・しない	する・しない
所 在 地		
電 話 番 号 ()		
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号		
(電話)		

中間処理施設	
名 称	
所 在 地	電話番号 ()
名 称	
所 在 地	電話番号 ()
名 称	
所 在 地	電話番号 ()
名 称	
所 在 地	電話番号 ()
備 考	

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 「受託による産業廃棄物の理立処分」欄及び「自ら排出する産業廃棄物の理立処分」欄は、該当するものを○で囲むこと。

添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の6に規定する産業廃棄物処分業の許可証及び同令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写し
- 2 最終処分場及び経理を行う事務所等の付近の見取図
- 3 最終処分場及び経理を行う事務所等の平面図又は配置図

第3号様式(第10条関係)

第3号様式(第10条関係)

産 業 廃 棄 物 税	
特 別 徴 収 義 務 者 証	
第	号
新 潟	県

備考 大きさは縦90ミリメートル、横145ミリメートルとし、地色は黄緑色とし、文字の色は黒色とする。

[第4号様式\(第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第4号様式(第10条関係)

※ 処 理	登録原簿変更年月日	特別徴収義務者証交付年月日											
	年 月 日	年 月 日	年 月 日										
(受付印)													
地域振興局長	様												
	住 所 氏 名												
	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕												
	電話番号												
個人番号又は 法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 15px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。												
	産業廃棄物税 特別徴収義務者 申告納税義務者	登録変更申請書											
登録を受けた事項に変更を生じたので、新潟県産業廃棄物税条例第10条第3項 第15条第3項の規定に													
より、登録の変更を申請します。													
登 録 番 号	第 号												
変 更 事 項	変 更 前												
	変 更 後												
変 更 理 由													
変 更 年 月 日	年 月 日												

注 ※印欄は、記入しないこと。

[第5号様式\(第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第5号様式(第10条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ● 受付印 年 月 日 </div>	
地域振興局長 様 <div style="text-align: center;"> 住 所 氏 名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及 び名称並びに代表者の氏名] 電話番号 個人番号又は 法 人 番 号 </div>	
産業廃棄物税特別徴収義務者証返納書 特別徴収の義務が消滅したので、新潟県産業廃棄物税条例第10条第7項の規定により、 特別徴収義務者証を返納します。	
特別徴収義務者証番号	返 納 の 理 由
第 号	
第 号	
第 号	
備 考	

※	特別徴収義務者証番号	焼 却 又 は 破 棄			摘 要
		年 月 日	取 扱 者	立 会 人	
処	第 号	年 月 日			
理	第 号	年 月 日			
	第 号	年 月 日			

注 ※印欄は、記入しないこと。

第6号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・平29規則1・令3規則13・一部改正)

第6号様式(第10条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> ● 受付印 年 月 日 </div>	
地域振興局長 様 <div style="text-align: center;"> 住 所 氏 名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名] 電話番号 法 人 番 号 </div>	
産業廃棄物税徴収猶予申請書 産業廃棄物税の納入について徴収の猶予を受けたいので、新潟県産業廃棄物税条例第11条第2項の規定により、申請します。	
登 録 番 号	第 号
申 告 税 額	円
①	決 定 納 期
年 月 日	
同 上 の 納 入 額	円
②	納 入 年 月 日
年 月 日	
徴収猶予を受けようとする税額	円
①-②	徴収猶予を受けようとする期間
年 月 日 から	
年 月 日 まで	
担保の種類及び内容	申 請 理 由
※担保の提供の免除の有無及びその理由	
※決定(不承認理由)	

注 ※印欄は、記入しないこと。
 添付書類 徴収猶予を必要とする理由を証明する書類

(表)

徴収猶予申請明細書(年 月 日から 年 月 日までの期間分)

月 日	産業廃棄物の埋立処分を委託した者の住所又は所在地氏名又は名称	搬入された産業廃棄物の重量 (トン)	左のうち納期限までに受け取るできなかった税額に係る	徴収猶予を受けようとする税額
			重量 (トン)	(円)
合 計				

注 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

(裏)

第7号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平19規則70・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第7号様式(第10条関係)

(受付印)		年 月 日	
地域振興局長 様		住所 氏名	
		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕	
		電話番号	
個人番号又は 法人番号			
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ここから記載してください。			
産業廃棄物税徴収不能額等 還 付 申請書 納入義務免除			
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けたいので、新潟県産業廃棄物税条例第12条第2項の規定により、申請します。			
登録番号	第	号	
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	還付又は納入義務の免除を受けようとする額	円
申請金額の算定の基礎			
受け取るべき埋立処分料	円	①のうち既に受け取った料金	円
①		①のうち受け取ることができなくなった料金	円
①に対応する搬入された産業廃棄物の重量	トン	納入すべき税額 (②×1,000円/トン)	円
②		③のうち既に受け取った税額	円
③		③のうち受け取ることができなくなった税額	円
④		④のうち納入前に亡夫した税額	円
		既に納入した税額 (納入年月日)	(年 月 日)
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由			
その他参考となる事項			
還付金の口座振替先	金融機関名		店舗名
	預金の種別		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

注 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

添付書類 産業廃棄物税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類

[第8号様式\(第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平19規則70・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第8号様式(第10条関係)

(受付印)		年 月 日	
地域振興局長 様		住所 氏名	
		〔法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名〕	
		電話番号	
個人番号又は 法人番号			
↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、 ここから記載してください。			
産業廃棄物税の埋立処分の委託に係る納入金還付申請書			
埋立処分を他の最終処分業者に委託したので、新潟県産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、納入金の還付について申請します。			
登録番号	第	号	
還付を受けようとする税額に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	還付を受けようとする額	円
申請金額の算定の基礎			
他の最終処分業者に埋立処分を委託した産業廃棄物の重量	トン	①に対応する税額 (①×1,000円/トン)	円
①		②のうち既に納入した税額	円
(委託年月日)	(年 月 日)	(納入年月日)	(年 月 日)
埋立処分の委託先の最終処分業者			
住所又は所在地			
氏名又は名称			
埋立処分を他の最終処分業者に委託した理由			
還付金の口座振替先	金融機関名		店舗名
	預金の種別		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		

注 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

添付書類 埋立処分を他の最終処分業者に委託したことを証する書類

[第9号様式\(第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第9号様式(第10条関係)

産業廃棄物税納付申告書				
年月日	※処理事項	発信年月日 通信日付印確認印	精査検算	電算入力
地域振興局長様				
この申告の対象となる期間 年月日から年月日まで				
申告納税義務者	登録番号	第 号		
	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)				
課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量 ①	税率 ②	税 額		①×②
トン	1,000円/トン			円
納付(予定)年月日 年月日				
備 考				

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

別紙

課税標準に関する明細書					
最終処分場	所在地				
	名称				
※整理番号 第 号					
区分	重量による搬入	容量による搬入(重量による計測が困難な場合)			合計重量
	産業廃棄物の種類 重量 (ア) (トン)	産業廃棄物の種類	容 量 (a) (m ³)	換算係数 (b) (イ)	換算して得た重量(a)×(b) =(イ) (トン)
申告納付					
	(ア)の計			(イ)の計	(ア)の計+(イ)の計
備 考					

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 この明細書は、最終処分場ごとに作成し、納付申告書に添付すること。
3 「産業廃棄物の種類」欄は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類の番号を記入してもよいこと。
4 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
5 「容量」欄は、1立方メートル未満の端数があるときは、これを処理しないこと。

第10号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第10号様式(第10条関係)

産業廃棄物税修正申告書				
年月日	※処理事項	発信年月日 通信日付印確認印	精査検算	電算入力
地域振興局長様				
この修正申告の対象となる期間 年月日から年月日まで				
申告納税義務者	登録番号	第 号		
	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	個人番号又は法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号 (電話)				
区 分	課税標準となる搬入した産業廃棄物の重量 ①	税率 ②	税 額 ①×②	
修正申告納付額	修正申告額 (ア)	トン	1,000円/トン	円
	当初申告額 (イ)	トン	1,000円/トン	円
	差引増差額 (ア)-(イ) (この申告による納付金額)			円
	増差額納付年月日	年月日		
備 考				

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

別紙

課税標準に関する明細書					
最終処分場	所在地				
	名称				
※整理番号 第 号					
産業廃棄物の種類	重量による搬入	容量による搬入(重量による計測が困難な場合)			合計重量
	重量 (ア) (トン)	産業廃棄物の種類	容 量 (a) (m ³)	換算係数 (b) (イ)	換算して得た重量(a)×(b) =(イ) (トン)
申告納付					
	(ア)の計			(イ)の計	(ア)の計+(イ)の計
備 考					

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 この明細書は、最終処分場ごとに作成し、修正申告書に添付すること。
3 「産業廃棄物の種類」欄は、別表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類の番号を記入してもよいこと。
4 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
5 「容量」欄は、1立方メートル未満の端数があるときは、これを処理しないこと。

第11号様式 削除

(平18規則64)

第12号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

個人番号又は 法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
----------------	--------------------------------------

産業廃棄物税納税管理人(変更・異動)申告書
 下記のとおり 納税管理人を定めた(変更した) ので、新潟県産業廃棄物税条例
 申告をした事項に異動を生じた
 第19条第1項の規定により、申告します。

記

納税管理人を定める(変更する) 必要が生じた日又は申告をした 事項に異動を生じた日	年 月 日	
納 税 管 理 人	新	住所又は所在地及び電 話番号 (電話)
	旧	住所又は所在地及び電 話番号 (電話)
納税管理人を定めた(変更した) 理由又は申告をした事項に異動 を生じた理由		

上記のとおり 納税管理人になることを承諾しました。
相違ありません。

年 月 日

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

第13号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

個人番号又は 法人番号	↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
----------------	--------------------------------------

産業廃棄物税納税管理人不設定認定申請書

納税管理人を定めることを要しないことについて認定を受けたいので、新潟県産業廃棄物税条例第19条第2項の規定により、申請します。

納税管理人を定める必要が生じた日	年 月 日
産業廃棄物税の徴収の確保に支障がない理由	
納付方法	
備考	

第14号様式(第10条関係)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第14号様式(第10条関係)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

個人番号又は 法人番号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税納税管理人不設定異動届出書

納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けた事項に異動を生じたので、新潟県産業廃棄物税条例第19条第2項の規定により、届け出ます。

認定を受けた事項に異動を生じた日	年 月 日
異 動 事 項	
異 動 理 由	
備 考	

第15号様式 削除

(令3規則27)

[第16号様式\(第4条、第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

第16号様式(第4条、第10条関係)

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

個人番号又は 法人番号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

産業廃棄物税特別徴収義務者証 亡失 届書
き 損

特別徴収義務者証を 亡失した ので、新潟県産業廃棄物税条例施行規則第4条の
き 損した 規定により、別紙証明書を添えて届け出ます。

亡失し、又はき損した特別徴収義務者証	交 付 年 月 日	特 別 徴 収 義 務 者 証 番 号
	年 月 日	第 号
亡失し、又はき損した年月日	年 月 日	
亡失し、又はき損した場所		
亡失し、又はき損した理由		
亡失し、又はき損した後の措置		
その他参考となる事項		

[第17号様式\(第6条、第10条関係\)](#)

(平17規則68・平18規則24・平27規則68・令3規則13・一部改正)

受付印

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕
電話番号

個人番号又は 法人番号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

最終処分場の廃止等届出書

最終処分場を
廃止した
休止した
譲渡した
貸し付けた
ので、新潟県産業廃棄物税条例施行規則第6条の規定

により、届け出ます。

廃止等をした最終処分場	所在地	
	名称	
	特別徴収義務者証番号	第 号
廃止等の年月日		年 月 日
休止した場合	再開予定日	年 月 日
	休止の理由	
その他参考となる事項		

注 最終処分場を譲渡し、又は貸し付けたときは、「その他参考となる事項」欄に、譲渡又は貸付先の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号を記入すること。